

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

～要支援相当の方の介護予防と日常生活の自立を支援します～

いつから

平成28年1月から

対象者は

- ①要支援1・2の新規認定を受けた方（認定の有効期間がH28.1.1～）
- ②要支援1・2の更新認定を受けた方（認定の有効期間がH28.1.1～）
- ③基本チェックリストで事業対象者と判定された方

何が変わる？

| | | |
|----------|---|----------------|
| 介護予防訪問介護 | ⇒ | 介護予防訪問介護相当サービス |
| 介護予防通所介護 | ⇒ | 介護予防通所介護相当サービス |

※介護予防訪問介護（通所介護）相当サービスは、介護予防訪問介護（通所介護）と料金、内容に変更ありません。

将来的には（平成28年度中から）

総合事業では、基本チェックリストを使って心身の状態を把握し、認定を受けるよりも迅速にサービスが提供できるようになります。

- ①サービスの内容や料金が多様化します。

平成28年度中から順次開始する、基準緩和型、住民主体型などの市独自の多様なサービスを選択できるようになります。市独自のサービスは、国の基準よりも多様な内容で低廉な料金で提供します。

- ②介護予防と生活支援切れ目なく実施します。

総合事業では、要支援相当の方からお元気な高齢者まで、介護予防と日常生活の支援を行う事業を実施し、切れ目のない自立支援を行います。

利用の手続きは

介護予防訪問介護（通所介護）相当サービスの利用を希望される方は、地域高齢者支援センターにご相談ください。お困りの内容やご希望を伺い、適切なサービス利用を提供するお手伝いをいたします。